

議案第11号

養父市職員の給与に関する条例及び養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市職員の給与に関する条例及び養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市職員の給与に関する条例及び養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (養父市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 養父市職員の給与に関する条例(平成16年養父市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第23条中「乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額とする。」を「乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7.75を乗じて得た数(勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等又は同条例第3条に規定する短時間勤務職員にあつては、当該乗じて得た数に、同条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数)を減じたもので除して得た額とする。」に改める。

(養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年養父市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「、別表第1」に改める。

第13条中「給与条例第23条の定めによるところにより算出する。この場合において、同条中「月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額」と、「その額を」とあるのは「その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた」と読み替えるものとする。」を「給料の月額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7.75を乗じて得た数を減じたもので除して得た額とする。」に改める。

第14条中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）」を「祝日法による休日」に改める。

第15条第1項中「報酬の額は、規則に定める基準に従い決定された給料表の適用を受けた月額を第23条の規定により算出された1時間当たりの単価に、定められた勤務時間と21を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。」を「月額報酬の額は、給料表から年間、月間及び1日の勤務時間を考慮して算出した、別表第2及び別表第3に定める報酬額表の額によるものとする。」に改め、同条第2項中「報酬の額は、規則に定める基準に従い決定された給料表の適用を受けた額を第23条の規定により算出された1時間当たりの単価に」を「日額報酬の額は、次項の算出方法により算出された1時間当たりの報酬額に」に改め、同条第3項中「報酬の額は、規則に定める基準に従い決定された給料表の適用を受けた額を第23条の規定により算出した額とする。」を「1時間当たりの報酬の額は、第1項に規定する報酬額表の額を、1日の勤務時間に21を乗じて得た数で除して得た額とする。」に改める。

第21条第1項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において」を削り、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の額」を「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額」に、「規則で定める

額を除く。)の1月当たりの平均額」を「規則で定める額を除き、日額又は時間額により報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員にあっては、規則で定める方法により月額に換算した額)」に改める。

第23条中「第15条、」を削り「に準ずる。」を「で算出した額とする。」に改める。

第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

(宿日直手当)

第30条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき4,400円を超えない範囲内において規則で定める額を支給する。

2 前項の勤務は、第7条から第9条まで及び第17条から第19条までの勤務には含まれないものとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2 (第15条関係) パートタイム会計年度任用職員報酬額表

職員の種別	号給	給料月額
1日7時間勤務のパートタイム会計年度任用職員		円
	1	133,035
	2	134,064
	3	135,093
	4	136,122
	5	137,151
	6	138,180
	7	139,062
	8	140,091
	9	140,973
	10	142,296
	11	143,472
	12	144,648
	13	145,824
14	147,147	

15	148,470
16	149,940
17	151,116
18	152,439
19	153,762
20	155,085
21	156,261
22	158,760
23	161,112
24	163,464
25	165,963
26	167,433
27	168,903
28	170,373
29	171,843
30	173,313
31	174,930
32	176,547
33	178,017
34	179,634
35	181,251
36	182,868
37	184,338
38	185,955
39	187,572
40	189,189
41	190,659
42	192,276
43	193,893

44	195, 510
45	196, 833
46	198, 450
47	200, 067
48	201, 684
49	203, 154
50	204, 711
51	206, 241
52	207, 711
53	208, 887
54	210, 504
55	211, 974
56	213, 444
57	214, 326
58	215, 649
59	216, 972
60	218, 001
61	219, 177
62	220, 206
63	221, 088
64	222, 264
65	223, 440
66	224, 322
67	225, 498
68	226, 674
69	227, 409
70	228, 585
71	229, 761
72	230, 937

73	232, 113
74	233, 436
75	234, 612
76	235, 641
77	236, 670
78	237, 846
79	239, 022
80	240, 051
81	240, 933
82	241, 962
83	243, 138
84	244, 314
85	245, 343
86	246, 225
87	247, 401
88	248, 724
89	249, 459
90	250, 341
91	251, 223
92	252, 252
93	253, 134
94	254, 163
95	254, 898
96	255, 780
97	256, 368
98	257, 103
99	257, 691
100	258, 573

別表第3（第15条関係） パートタイム会計年度任用職員報酬額表

職員の種別	号給	給料月額
1日7時間30分勤務のパートタイム会計年度任用職員		円
	1	142,537
	2	143,640
	3	144,742
	4	145,845
	5	146,947
	6	148,050
	7	148,995
	8	150,097
	9	151,042
	10	152,460
	11	153,720
	12	154,980
	13	156,240
	14	157,657
	15	159,075
	16	160,650
	17	161,910
	18	163,327
	19	164,745
	20	166,162
	21	167,422
	22	170,100
	23	172,620
	24	175,140
	25	177,817
26	179,392	

27	180,967
28	182,542
29	184,117
30	185,692
31	187,425
32	189,157
33	190,732
34	192,465
35	194,197
36	195,930
37	197,505
38	199,237
39	200,970
40	202,702
41	204,277
42	206,010
43	207,742
44	209,475
45	210,892
46	212,625
47	214,357
48	216,090
49	217,665
50	219,397
51	220,972
52	222,547
53	223,807
54	225,540
55	227,115

56	228,690
57	229,635
58	231,052
59	232,470
60	233,572
61	234,832
62	235,935
63	236,880
64	238,140
65	239,400
66	240,345
67	241,605
68	242,865
69	243,652
70	244,912
71	246,172
72	247,432
73	248,692
74	250,110
75	251,370
76	252,472
77	253,575
78	254,835
79	256,095
80	257,197
81	258,142
82	259,245
83	260,505
84	261,765

	85	262,867
	86	263,812
	87	265,072
	88	266,490
	89	267,277
	90	268,223
	91	269,168
	92	270,270
	93	271,215
	94	272,317
	95	273,105
	96	274,050
	97	274,680
	98	275,467
	99	276,097
	100	277,042

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第11号 養父市職員の給与に関する条例及び養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第23条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額とする。</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第23条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7.75を乗じて得た数（勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等又は同条例第3条に規定する短時間勤務職員にあつては、当該乗じて得た数に、同条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を減じたもので除して得た額とする。</p>

第2条 養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(フルタイム会計年度任用職員の給料)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は別表に定める給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第13条 第7条の規定により準用する給与条例第20条、第8条の規定により準用する給与条例第21条及び第9条の規定により準用する給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、<u>給与条例第23条の定めによる</u>ところにより算出する。この場合において、同条中「月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額」と、「その額を」とあるのは「その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた」と読み替えるものとする。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)</p> <p>第14条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)</u>(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の給料)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、<u>別表第1</u>に定める給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第13条 第7条の規定により準用する給与条例第20条、第8条の規定により準用する給与条例第21条及び第9条の規定により準用する給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、<u>給料の月額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。)</u>及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)<u>の日数の合計に7.75を乗じて得た数を減じたもので除して得た額とする。</u></p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)</p> <p>第14条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、<u>祝日法による休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)</u>又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p>

現 行	改 正 案
<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第15条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の<u>報酬の額は、規則に定める基準に従い決定された給料表の適用を受けた月額を第23条の規定により算出された1時間当たりの単価に、定められた勤務時間と21を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)</u>とする。</p> <p>2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の<u>報酬の額は、規則に定める基準に従い決定された給料表の適用を受けた額を第23条の規定により算出された1時間当たりの単価に、7.75を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の<u>報酬の額は、規則に定める基準に従い決定された給料表の適用を受けた額を第23条の規定により算出した額とする。</u></p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第15条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の<u>月額報酬の額は、給料表から年間、月間及び1日の勤務時間を考慮して算出した、別表第2及び別表第3に定める報酬額表の額によるものとする。</u></p> <p>2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の<u>日額報酬の額は、次項の算出方法により算出された1時間当たりの報酬額に、7.75を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の<u>1時間当たりの報酬の額は、第1項に規定する報酬額表の額を、1日の勤務時間に21を乗じて得た数で除して得た額とする。</u></p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第21条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第27条第4項中「<u>それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「<u>それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の額(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)</u>の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第21条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第27条第4項中「<u>職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「<u>パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除き、日額又は時間額により報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員にあっては、規則で定める方法により月額に換算した額)</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p>

現 行	改 正 案																																							
<p>第23条 <u>第15条、第17条から第19条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、第13条に規定するフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法に準ずる。</u></p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表(第3条関係)給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>号給</th> <th>上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職種	号給	上限	(略)	(略)	(略)	<p>第23条 第17条から第19条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、第13条に規定するフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法で算出した額とする。</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第29条 (略)</p> <p><u>(宿日直手当)</u></p> <p>第30条 <u>宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき4,400円を超えない範囲内において規則で定める額を支給する。</u></p> <p><u>2 前項の勤務は、第7条から第9条まで及び第17条から第19条までの勤務には含まれないものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第1(第3条関係)給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>号給</th> <th>上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第15条関係) <u>パートタイム会計年度任用職員報酬額表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>職員の種別</th> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1日7時間勤務</u></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><u>のパートタイム</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>133,035</u></td> </tr> <tr> <td><u>会計年度任用職</u></td> <td><u>2</u></td> <td><u>134,064</u></td> </tr> <tr> <td><u>員</u></td> <td><u>3</u></td> <td><u>135,093</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>4</u></td> <td><u>136,122</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>5</u></td> <td><u>137,151</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>6</u></td> <td><u>138,180</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>7</u></td> <td><u>139,062</u></td> </tr> </tbody> </table>	職種	号給	上限	(略)	(略)	(略)	職員の種別	号給	給料月額	<u>1日7時間勤務</u>		円	<u>のパートタイム</u>	<u>1</u>	<u>133,035</u>	<u>会計年度任用職</u>	<u>2</u>	<u>134,064</u>	<u>員</u>	<u>3</u>	<u>135,093</u>		<u>4</u>	<u>136,122</u>		<u>5</u>	<u>137,151</u>		<u>6</u>	<u>138,180</u>		<u>7</u>	<u>139,062</u>
職種	号給	上限																																						
(略)	(略)	(略)																																						
職種	号給	上限																																						
(略)	(略)	(略)																																						
職員の種別	号給	給料月額																																						
<u>1日7時間勤務</u>		円																																						
<u>のパートタイム</u>	<u>1</u>	<u>133,035</u>																																						
<u>会計年度任用職</u>	<u>2</u>	<u>134,064</u>																																						
<u>員</u>	<u>3</u>	<u>135,093</u>																																						
	<u>4</u>	<u>136,122</u>																																						
	<u>5</u>	<u>137,151</u>																																						
	<u>6</u>	<u>138,180</u>																																						
	<u>7</u>	<u>139,062</u>																																						

現 行	改 正 案		
		<u>8</u>	140,091
		<u>9</u>	140,973
		<u>10</u>	142,296
		<u>11</u>	143,472
		<u>12</u>	144,648
		<u>13</u>	145,824
		<u>14</u>	147,147
		<u>15</u>	148,470
		<u>16</u>	149,940
		<u>17</u>	151,116
		<u>18</u>	152,439
		<u>19</u>	153,762
		<u>20</u>	155,085
		<u>21</u>	156,261
		<u>22</u>	158,760
		<u>23</u>	161,112
		<u>24</u>	163,464
		<u>25</u>	165,963
		<u>26</u>	167,433
		<u>27</u>	168,903
		<u>28</u>	170,373
		<u>29</u>	171,843
		<u>30</u>	173,313
		<u>31</u>	174,930
		<u>32</u>	176,547

現 行	改 正 案		
		<u>33</u>	<u>178,017</u>
		<u>34</u>	<u>179,634</u>
		<u>35</u>	<u>181,251</u>
		<u>36</u>	<u>182,868</u>
		<u>37</u>	<u>184,338</u>
		<u>38</u>	<u>185,955</u>
		<u>39</u>	<u>187,572</u>
		<u>40</u>	<u>189,189</u>
		<u>41</u>	<u>190,659</u>
		<u>42</u>	<u>192,276</u>
		<u>43</u>	<u>193,893</u>
		<u>44</u>	<u>195,510</u>
		<u>45</u>	<u>196,833</u>
		<u>46</u>	<u>198,450</u>
		<u>47</u>	<u>200,067</u>
		<u>48</u>	<u>201,684</u>
		<u>49</u>	<u>203,154</u>
		<u>50</u>	<u>204,711</u>
		<u>51</u>	<u>206,241</u>
		<u>52</u>	<u>207,711</u>
		<u>53</u>	<u>208,887</u>
		<u>54</u>	<u>210,504</u>
		<u>55</u>	<u>211,974</u>
		<u>56</u>	<u>213,444</u>
		<u>57</u>	<u>214,326</u>

現 行	改 正 案		
		<u>58</u>	<u>215,649</u>
		<u>59</u>	<u>216,972</u>
		<u>60</u>	<u>218,001</u>
		<u>61</u>	<u>219,177</u>
		<u>62</u>	<u>220,206</u>
		<u>63</u>	<u>221,088</u>
		<u>64</u>	<u>222,264</u>
		<u>65</u>	<u>223,440</u>
		<u>66</u>	<u>224,322</u>
		<u>67</u>	<u>225,498</u>
		<u>68</u>	<u>226,674</u>
		<u>69</u>	<u>227,409</u>
		<u>70</u>	<u>228,585</u>
		<u>71</u>	<u>229,761</u>
		<u>72</u>	<u>230,937</u>
		<u>73</u>	<u>232,113</u>
		<u>74</u>	<u>233,436</u>
		<u>75</u>	<u>234,612</u>
		<u>76</u>	<u>235,641</u>
		<u>77</u>	<u>236,670</u>
		<u>78</u>	<u>237,846</u>
		<u>79</u>	<u>239,022</u>
		<u>80</u>	<u>240,051</u>
		<u>81</u>	<u>240,933</u>
		<u>82</u>	<u>241,962</u>

現 行	改 正 案		
		<u>83</u>	<u>243,138</u>
		<u>84</u>	<u>244,314</u>
		<u>85</u>	<u>245,343</u>
		<u>86</u>	<u>246,225</u>
		<u>87</u>	<u>247,401</u>
		<u>88</u>	<u>248,724</u>
		<u>89</u>	<u>249,459</u>
		<u>90</u>	<u>250,341</u>
		<u>91</u>	<u>251,223</u>
		<u>92</u>	<u>252,252</u>
		<u>93</u>	<u>253,134</u>
		<u>94</u>	<u>254,163</u>
		<u>95</u>	<u>254,898</u>
		<u>96</u>	<u>255,780</u>
		<u>97</u>	<u>256,368</u>
		<u>98</u>	<u>257,103</u>
		<u>99</u>	<u>257,691</u>
		<u>100</u>	<u>258,573</u>
別表第3 (第15条関係) パートタイム会計年度任用職員報酬額表			
	職員の種別	号給	給料月額
	<u>1日7時間30分</u>		円
	<u>勤務のパートタ</u>	<u>1</u>	<u>142,537</u>
	<u>イム会計年度任</u>	<u>2</u>	<u>143,640</u>
	<u>用職員</u>	<u>3</u>	<u>144,742</u>
		<u>4</u>	<u>145,845</u>

現 行	改 正 案		
		<u>5</u>	146,947
		<u>6</u>	148,050
		<u>7</u>	148,995
		<u>8</u>	150,097
		<u>9</u>	151,042
		<u>10</u>	152,460
		<u>11</u>	153,720
		<u>12</u>	154,980
		<u>13</u>	156,240
		<u>14</u>	157,657
		<u>15</u>	159,075
		<u>16</u>	160,650
		<u>17</u>	161,910
		<u>18</u>	163,327
		<u>19</u>	164,745
		<u>20</u>	166,162
		<u>21</u>	167,422
		<u>22</u>	170,100
		<u>23</u>	172,620
		<u>24</u>	175,140
		<u>25</u>	177,817
		<u>26</u>	179,392
		<u>27</u>	180,967
		<u>28</u>	182,542
		<u>29</u>	184,117

現 行	改 正 案		
		<u>30</u>	<u>185,692</u>
		<u>31</u>	<u>187,425</u>
		<u>32</u>	<u>189,157</u>
		<u>33</u>	<u>190,732</u>
		<u>34</u>	<u>192,465</u>
		<u>35</u>	<u>194,197</u>
		<u>36</u>	<u>195,930</u>
		<u>37</u>	<u>197,505</u>
		<u>38</u>	<u>199,237</u>
		<u>39</u>	<u>200,970</u>
		<u>40</u>	<u>202,702</u>
		<u>41</u>	<u>204,277</u>
		<u>42</u>	<u>206,010</u>
		<u>43</u>	<u>207,742</u>
		<u>44</u>	<u>209,475</u>
		<u>45</u>	<u>210,892</u>
		<u>46</u>	<u>212,625</u>
		<u>47</u>	<u>214,357</u>
		<u>48</u>	<u>216,090</u>
		<u>49</u>	<u>217,665</u>
		<u>50</u>	<u>219,397</u>
		<u>51</u>	<u>220,972</u>
		<u>52</u>	<u>222,547</u>
		<u>53</u>	<u>223,807</u>
		<u>54</u>	<u>225,540</u>

現 行	改 正 案		
		<u>55</u>	<u>227, 115</u>
		<u>56</u>	<u>228, 690</u>
		<u>57</u>	<u>229, 635</u>
		<u>58</u>	<u>231, 052</u>
		<u>59</u>	<u>232, 470</u>
		<u>60</u>	<u>233, 572</u>
		<u>61</u>	<u>234, 832</u>
		<u>62</u>	<u>235, 935</u>
		<u>63</u>	<u>236, 880</u>
		<u>64</u>	<u>238, 140</u>
		<u>65</u>	<u>239, 400</u>
		<u>66</u>	<u>240, 345</u>
		<u>67</u>	<u>241, 605</u>
		<u>68</u>	<u>242, 865</u>
		<u>69</u>	<u>243, 652</u>
		<u>70</u>	<u>244, 912</u>
		<u>71</u>	<u>246, 172</u>
		<u>72</u>	<u>247, 432</u>
		<u>73</u>	<u>248, 692</u>
		<u>74</u>	<u>250, 110</u>
		<u>75</u>	<u>251, 370</u>
		<u>76</u>	<u>252, 472</u>
		<u>77</u>	<u>253, 575</u>
		<u>78</u>	<u>254, 835</u>
		<u>79</u>	<u>256, 095</u>

現 行	改 正 案		
		<u>80</u> <u>81</u> <u>82</u> <u>83</u> <u>84</u> <u>85</u> <u>86</u> <u>87</u> <u>88</u> <u>89</u> <u>90</u> <u>91</u> <u>92</u> <u>93</u> <u>94</u> <u>95</u> <u>96</u> <u>97</u> <u>98</u> <u>99</u> <u>100</u>	<u>257, 197</u> <u>258, 142</u> <u>259, 245</u> <u>260, 505</u> <u>261, 765</u> <u>262, 867</u> <u>263, 812</u> <u>265, 072</u> <u>266, 490</u> <u>267, 277</u> <u>268, 223</u> <u>269, 168</u> <u>270, 270</u> <u>271, 215</u> <u>272, 317</u> <u>273, 105</u> <u>274, 050</u> <u>274, 680</u> <u>275, 467</u> <u>276, 097</u> <u>277, 042</u>